

2 前項の規定によるほか、機関区域無人化船の機関区域の火災の危険性を考慮して管海官庁が必要と認める場合には、当該区域に管海官庁が適当と認める追加の消防設備を備え付けなければならない。

第六十九条の三 低引火点燃料船（船舶機関規則 第百条の二に規定する低引火点燃料船をいう。以下この条において同じ。）には、低引火点燃料（同条に規定する低引火点燃料をいう。）を使用する機関のある場所に、管海官庁が適当と認める固定式のガス検知装置を備え付けなければならぬ。ただし、管海官庁が機関区域内の機関の配置等を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定によりほか、低引火点燃料船の火災の危険性を考慮して管海官庁が必要と認める場合には、管海官庁が適当と認める追加の消防設備を備え付けなければならない。

（ハロゲン化物を消火剤として使用する消防設備の備付けの禁止）

第七十条 船舶には、ハロゲン化物を消火剤として使用する消防設備を備え付けてはならない。
（予備の消火剤）

第七十一条 船舶（漁船であつて第三種船以外のものを除く。）には、告示で定める容量又は質量の予備の消火剤を備え付けなければならぬ。

2 前項において、この章に規定する数を超えて備え付ける消火器に充てんされている消火剤は、予備の消火剤とみなすことができる。

3 前二項の規定にかかわらず、陸岸に係留されている係留船には、予備の消火剤は、備え付けることを要しない。

（消防設備の迅速な利用）

第七十二条 この章の規定により備え付ける消防設備は、いかなる時にも良好な状態に保ち、かつ、直ちに使用することができるようにしておかなければならぬ。

（手引書）

第七十三条 第一種船及び第三種船には、消火又是火災の防止のためのすべての装置及び設備の維持及び操作に関する手引書を、容易に近づくことができる場所に、直ちに利用することができるように覆いをして備えておかなければならぬ。

2 第二種船及び第四種船であつて、自動スプリングクラ装置、固定式イナート・ガス装置又は火

第七十四条 船舶の居住区域には、炭酸ガス消火器を備え付けてはならない。	（消火器の備付けの制限）	維持及び操作に関する手引書を備えておかなければならぬ。			
船舶の制御場所及び航行の安全のための電気設備がある場所には、電気伝導性のある消火剤又は有害な消火剤を用いた消火器を備え付けてはならない。	（施行期日）	附 則 抄	1 この省令は、昭和四十年五月二十六日から施行する。	2 消火器試験規程及び火災警報装置試験規程の廃止	3 この省令の施行前にキールをえ付けた船舶にこの省令の施行の際に備え付けている船舶設備規程の一部を改正する省令（昭和四十年運輸省令第三十号）による改正前の船舶設備規程（以下「旧規程」という。）、船舶防火構造規程の一部を改正する省令（昭和四十年運輸省令第三十一号）による改正前の船舶防火構造規程、船燈試験規程（昭和九年通信省令第十九号）、消防試験規程又は火災警報装置試験規程の規定に適合する次の表の上欄に掲げるもの（この省令の施行の際現に建造又は改造中の船舶については、備え付ける予定のものを含む。）は、これらを引き続き当該船舶に備え付ける場合に限り、それぞれこの省令の規定に適合する同表の下欄に掲げる消防設備とみなす。
鎮火性瓦斯消火装置	筒先	消防ポンプ	旧規程第七十条又は第七十四条ノ四に規定する消防ポンプ	非常ポンプ	ノズル 固定式鎮火性ガス消火装置
消防布管	送水管	消火栓	送水管	消火ホース	ノズル
火装置					

新船舶消防設備規則第五十七条第二項の規定にかかわらず、昭和五十五年十一月二十四日までは、固定式イナート・ガス装置を備え付けることと要しない。

施行日に現に原油洗浄による貨物タンク洗浄方式を用いてる現存船（油タンカーに限る。）は、新船舶消防設備規則第五十七条第二項及び第四項の規定にかかるわらず、当初検査時期までは、固定式イナート・ガス装置に備え付けることを要しない。ただし、載貨重量トン数七万トン以上の現存タンカーにあっては昭和五十六年十一月一日以後は、載貨重量トン数二万トン以上の新タンカーにあっては昭和五十五年十一月二十五日以後は、この限りでない。

施行日に現に原油洗浄による貨物タンク洗浄方式を用いていない現存船（油タンカーに限る。）には、施行日から新船舶消防設備規則第五十七条第四項の規定を適用する。

設備（施行日に現に建造又は改造中の油タンカーにあつては、備え付ける予定のものを含む。）は、これらを引き続き当該油タンカーに備え付ける場合に限り、新船舶消防設備規則第五十七条第三項の第一種固定式甲板あわ装置又は第二種固定式甲板あわ装置に代えることができる。

（油タンクカーに限る。）の貨物区域に施行日に現に備え付けている旧船舶消防設備規則の規定に適合する固定式鎮火性ガス消防装置、固定式蒸気消火装置、固定式あわ消火装置又はタンクの外部にあわを放出す消防設備（施行日に現に建造又は改造中の油タンカーにあつては、備え付ける予定のものを含む。）及び総トン数二千トン以上の新タンクカー（載貨重量トン数二万トン未満の油タンクカーに限る。）の貨物区域に施行日に現に備え付けている旧船舶消防設備規則の規定に適合する固定式鎮火性ガス消防装置又は固定式蒸気消火装置（施行日に現に建造又は改造中の油タンクカーにあつては、備え付ける予定のものを含む。）は、これらを引き続き当該油タンカーに備え付ける場合に限り、昭和十五年十一月二十四日までは、新船舶消防設備規則第五十七条第五項の規定にかかるらず、同条第二項又は第三項の第一種固定式甲板あわ装置又は第二種固定式甲板あわ装置に代えることができる。ただし、施行日以後に固定式イナート・ガス装置を備え付ける油タンクカーに備え付けている固定式鎮火性ガス消防装置及び固定式蒸気消火装置にあつては、当該油タンクカーに固定式イナート・ガス装置を備え付ける日以後は、この限りでない。

（施行日以後主要な変更又は改造を行う現存船の消防設備については、当該変更又は改造後は、前各項の規定にかかるらず、管海官庁の指示するところによる。

（施行日以後に旅客船に改造するための工事に着手する旅客船以外の現存船の消防設備については、当該改造後は、前各項の規定は適用しない。）

（経過措置）

附 則（昭和五五年一〇月一〇日運輸省
令第三一号）
(施行期日)

1 この省令は、昭和五十五年十一月一日から施行する。

2 この省令の施行の日（以下「施行日」といふ。）前に建造され、又は建造に着手された船は、これらを引き続き当該油タンカーに備え付ける場合に限り、新船舶消防設備規則第五十七条第三項の第一種固定式甲板あわ装置又は第二種固定式甲板あわ装置に代えることができる。

船舶に現に備え付けられている焼却設備及び油だき加熱機（施行日に現に建造又は改造中の船舶にあつては、備え付けられる予定のものを含む。以下「現存焼却設備等」という。）については、これらを引き続き当該船舶に備え付ける場合に限り、第一条の規定による改正後の船舶安全法施行規則第六十一条の三、第二条の規定による改正後の船舶設備規程第七編第二章及び第三条の規定による改正後の船舶消防設備規則第四十五条の二（第六十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

現存焼却設備等については、第三条の規定による改正後の船舶消防設備規則第四十七条の二の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和五八年三月八日運輸省令第7号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和五十八年三月十五日から施行する。

（船舶消防設備規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 現存船については、第三条の規定による改正後の船舶消防設備規則第六十九条の二の規定に適用しない。

附 則（昭和五九年八月三十日運輸省令第二九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和五十九年九月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（船舶消防設備規則の一部改正に伴う経過措置）

第七条 船舶には、第六条の規定による改正後の船舶消防設備規則（以下「新船舶消防設備規則」という。）第五十条及び第六十三条の二の規定にかかるわらず、昭和六十年九月一日までは、煙探知器（居住区域内の通路、階段及び脱出経路に備え付けるものに限る。）を備え付けることを要しない。

2 施行日において現存船に現に備え付けている第六条の規定による改正前の船舶消防設備規則（以下「旧船舶消防設備規則」という。）の規定に適合する非常ポンプ、送水管、消火栓、ノズル（第一種船、第三種船又は工船（漁船特殊規程（昭和九年通信省・農林省令）第四十七条第一項の工船をいう。以下同じ。）に備え付けられているものを除く。）、固定式鎮火性ガス消火装置、固定式甲板泡装置、自滅式呼吸具（第一種船、第三種船又は工船に備え付けられているものを除く。）、火災探知装置及び手動火災警報

の輸送に従事しない油タンカー（処理量が毎時六十立方メートルを超えるタンク洗浄機を備えていないものに限る。）であつて現存船であるものに施行日において現に備え付けている旧船舶消防設備規則の規定に適合するイナート・ガス装置は、これを引き続き当該船舶に備え付けられる場合に限り、新船舶消防設備規則の規定に適合しているものとみなす。

7 載荷重量トン数七万トン未満の油タンカー（原油洗浄による貨物タンク洗浄方式を用いる、油タンカーオンに限る。）又は載貨重量トン数七万トン以上の油タンカーオンであつて現存船であるものに施行日において現に備え付けているイナート・ガス装置であつて新船舶消防設備規則第十六条の四第一項及び第五十七条の三第二項の基準のうち当該イナート・ガス装置の備え付けられた時期に応じて管海官庁が必要と認める基準に適合するものは、これを引き続き当該船舶に備え付ける場合に限り、新船舶消防設備規則の規定に適合しているものとみなす。

8 現存船の消防設備の備付数量及び備付方法については、第四項から前項まで及び次項から第十一項までの規定による場合を除き、当初検査時期間までは、なお従前の例によることができる。

9 現存船の消火ポンプ、非常ポンプ、送水管、消火栓、固定式鎮火性ガス消火装置、固定式泡沫消火装置、固定式高膨脹泡消火装置、固定式加圧水噴霧装置、自動スプリンクラ装置、固定式甲板泡装置、消火器（容量が四十五リットルの移動式の泡消火器又はこれと同等の効力を有するものに限る。）火災探知装置及び手動火災警報装置の備付数量及び備付方法については、なお従前の例によることができる。

10 現存船については、新船舶消防設備規則第十六条第一項（第三号に係る部分に限る。）、第五十七条の二第一項、第五十九条第三項、第六十四条第一項において準用する第四十六条第一項（第一号及び第三号に係る部分に限る。）、第六十四条第三項において準用する第四十一条の二第二項及び第四十八条第二項、第六十八条第三項及び第四項並びに第六十九条の二第二項の規定は、適用しない。

11 現存船の火薬類を積載する区画室における消防設備については、なお従前の例による。

12 現存船（旅客定員が三十六人を超える第一種船に限る。）については、第九項の規定にかかる

わらず、平成十二年十月一日から、新船舶消防設備規則第四十五条第一項（第一号に係る部分に限る）の規定を適用する。

現存船であつて施行日以後主要な変更又は改造を行うものの消防設備については、当該変更又は改造後は、第二項から前項までの規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

現存船（旅客船を除く。）であつて施行日以後

(施行期日)
第一条 この省令は、昭和六十一年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
(船舶消防設備規則の一部改正に伴う経過措置)

第七十条の改正規定、第四条の規定並びに第五条
条中小型船舶安全規則第六十五条第二項、第六
十六条、第六十九条及び第七十一条の改正規定
は、公布の日から施行する。

(船舶消防設備規則の一部改正に伴う経過措置)
第三条 施行において現存船に現に備え付けて
いる第三条の規定による改正前の船舶消防設備
見付の見付に適合する自動火災警報装置を当該

（施行期日）
（附則）
（昭和六〇年一二月二四日運輸省令
第41号抄）

（経過措置）

（この省令による改正後の船舶設備規程第一条、危険物船舶運送及び貯蔵規則第一条の二、船舶安全法施行規則第六十六条の二、特殊貨物船舶運送規則第三十三条の二、船舶救命設備規則第一條、船舶消防設備規則第一条、海上における人の命の安全のための国際条約等による証書に関する省令第一条及び船舶防火構造規則第二条の二の規定にかかわらず、次の各号に掲げる船舶の総トン数は、それぞれ当該各号に定める総トン数とする。ただし、船舶安全法施行規則第十二条の二第一項の規定を適用する場合においては、この限りでない。

一 日本船舶であつて、船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号。以下「トン数法」という。）附則第三条第一項の規定の適用があるものによる総トン数

二 前号に掲げる日本船舶以外の日本船舶（の省令の施行前に建造され、又は建造に着手されたものに限る。）トン数法第五条第一項の総トン数

三 日本船舶以外の船舶であつて、我が国が締結した国際協定等によりその受有するトン数の測度に関する証書に記載されたトン数がトーン法第五条第一項の総トン数と同一の効力を有することとされているもの（この省令の施行前に建造され、又は建造に着手されたものに限る。）同項の総トン数と同一の効力を有することとされた総トン数

（施行期日）
附 則（昭和六三年二月一二日運輸省令第
五号）抄
（施行期日）
第一条この省令は、平成四年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
（船舶消防設備規則の適用に関する経過措置）
第四条施行日において現存係留船に現に備え付けている消防設備（施行日に現に建造又は改造成中の船舶にあつては、備え付けの予定のものとみなす。）は、これを引き続き当該船舶に備え付ける場合に限り、船舶消防設備規則第二章の規定に適合しているものとみなす。
2 現存係留船の消防設備の備付数量及び備付方法については、船舶消防設備規則第三章の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによることとする。

（施行期日）
附 則（昭和六一年一月二九日運輸省令第
四〇号）抄
（施行期日）
第一条この省令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第五十八号。以下「改正法」という。）附則第一条第四号に定める日（昭和六十二年四月六日。以下「施行日」という。）から施行する。

（船舶消防設備規則の適用に関する経過措置）
第四条施行日において現存係留船に現に備え付けている消防設備（施行日に現に建造又は改造成中の船舶にあつては、備え付けの予定のものとみなす。）は、これを引き続き当該船舶に備え付ける場合に限り、船舶消防設備規則第二章の規定に適合しているものとみなす。

2 現存係留船の消防設備の備付数量及び備付方法については、船舶消防設備規則第三章の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによることとする。

<p>規則の規定に適合しているものとみなす。</p> <p>(施行日に現に建造又は改造中の船舶にあっては、備え付ける予定のものを含む。)は、これで引き続き当該船舶に備え付ける場合に限り第三条の規定による改正後の船舶消防設備規則の規定に適合しているものとみなす。</p> <p>現存船の火災探知装置の要件については、なお従前の例によることができる。</p> <p>現存船の非常ポンプ(固定式のものに限る)の備付方法については、なお従前の例によることができる。</p>
<p>附 則 (平成五年一二月二八日運輸省令第3号)</p>
<p>(施行期日)抄</p>
<p>第一条 この省令は、平成六年一月一日(以下「施行日」という。)から施行する。 (経過措置)</p>
<p>第二条 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶(以下「現存船」という。)の脱出経路、出入口、自動スプリンクラ装置、火災探知装置及び多層甲板办公室の通風(以下「脱出経路等」という。)については、第一条の規定による改正後の船舶設備規程(以下「新規程」という。)第一百二十二条の二の二から第一百二十二条の四まで、第二条の規定による改正後の船舶消防設備規則第五十条並びに第三条の規定による改正後の船舶防火構造規則第十六条の二の規定にかかるらず、なお従前の例によることができる。</p> <p>現存船であつて施行日以後主要な変更又は改造を行つものの脱出経路等については、当該亦更又は改造後は、前項の規定にかかるらず、管海官庁の指示するところによる。</p> <p>現存船(旅客船を除く。)であつて施行日以後旅客船に改造するための工事に着手するものについては、当該改造後は、前二項の規定は適用しない。</p>
<p>3 附 則 (平成六年九月三〇日運輸省令第45号)</p>

現存船については、新船舶消防設備規則第四十六条第一項（第三号に係る部分に限る。）、第五十七条の二第一項、第五十九条第三項、第六十四条第一項において準用する第四十六条第一項（第一号及び第三号に係る部分に限る。）、第六十四条第三項において準用する第四十二条の二第二項及び第四十八条第二項、第六十八条第三項及び第四項並びに第六十九条の二第二項の規定は、適用しない。

現存船の火薬類を積載する区画室における消防設備については、なお従前の例による。

現存船（旅客定員が三十六人を超える第一種船に限る。）については、第九項の規定にかかる

三　　の省令の施行前に建造され、又は建造に着手されたものに限る。)　トン数法第五条第一項の総トン数
日本船舶以外の船舶であつて、我が国が締結した国際協定等によりその受有するトン数が締約する証書に記載されたトン数がトントン数法第五条第一項の総トン数と同一の効力を有することとされているもの(この省令の施行前に建造され、又は建造に着手されたものに限る。)　同項の総トン数と同一の効力を有することとされた総トン数

2 現存係留船の消防設備の備付数量及び備付方法については、船舶消防設備規則第三章の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

附 則 (平成四年一月二七日運輸省令第
五号)抄
(施行期日)

<p>改正後の船舶防災規制規則第十六条の二の規定にかかるわらず、なお従前の例によることができ る。</p> <p>現存船であつて施行日以後主要な変更又は改 造を行うものの脱出経路等については、当該亦 更又は改造後は、前項の規定にかかるわらず、管 海官庁の指示するところによる。</p> <p>現存船（旅客船を除く。）であつて施行日以 後旅客船に改造するための工事に着手するもの については、当該改造後は、前二項の規定は 適用しない。</p>	<p>2</p> <p>3</p>
<p>附 則</p> <p>四五号</p> <p>抄</p>	<p>（平成六年九月三〇日運輸省令第</p>

11 現存船の火薬類を積載する区画室における消
防設備については、なお従前の例による。
12 現存船（旅客定員が三十六人を超える第一種
船に限る。）については、第九項の規定にかかる

(のに限る。) 同項の総トン数と同一の効力を有することとされた総トン数
附 則 (昭和六一年六月一七日運輸省令抄 第二五号)

二条中船舶安全法施行規則別表第一及び別表第二の改正規定、第三条中船舶消防設備規則第十七条第二項、第二十条、第二十二条、第二十三条、第四十八条第五項、第六十九条第一項及び

（施行期日）

第一条 この省令は、平成六年十月一日から施行する。

第六条 現存船の消防設備（第六条の規定による改正後の船舶消防設備規則（以下「新消防規則」という。）第二十七条及び第四十九条に規定する消防員装具及び個人装具を除く。）については、次項から第八項までに定めるものを除き、なお従前の例による。

二 現存船に施行日に現に備え付けている第六条の規定による改正前の船舶消防設備規則（以下「旧消防規則」という。）の規定に適合する炭酸ガスを消防剤として使用する固定式鎮火性ガス消火装置及び不活性ガスを消防剤として使用する固定式鎮火性ガス消火装置（施行日に現に建造又は改造成的な船舶にあっては、備え付ける予定のものを含む。）については、これを引き続き当該船舶に備え付ける場合に限り、当該船舶について平成二十二年一月一日以後最初に行われる定期検査又は中間検査（検査のために上架を行うものに限る。）の時期までは、なお従前の例による。

三 平成六年十月一日において同日前に建造され、又は建造に着手された船舶に現に備え付けている旧消防規則の規定に適合するハロゲン化物を消防剤として使用する固定式鎮火性ガス消火装置及び鎮火性ガス消火器については、これらを引き続き当該船舶に備え付ける場合に限り、なお従前の例による。

四 現存旅客船の消防設備については、平成九年十月一日までに、次に掲げる基準に適合しなければならない。

一 火災の危険の少ない場所（次条第二項第五号口及びハに掲げる場所を除く。）を除き、すべての居住区域、業務区域並びに居住区域及び業務区域内の通路及び階段に、火災探知装置（煙探知器（調理室にあっては、熱探知器）を配置したものに限る。）を備え付けること。

二 前二号により備え付ける自動スプリンクラ装置及び火災探知装置の備付方法は、それぞれ新消防規則第五十一条に規定する基準に適合していること。

5 現存旅客船は、平成十七年十月一日又は船齡（船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第一条第十五項の船齡をいう。）が十五年となる日のいずれか遅い日までに、前項第二号に掲げる場所に自動スプリンクラ装置を備え付けなければならない。この場合において、当該自動スプリンクラ装置の備付方法は新消防規則第五十一条第一項に規定する基準に適合しなければならない。

6 昭和五十五年現存旅客船の消防設備については、管海官庁の指示するところによる。

7 現存船であつて施行日以後主要な変更又は改造を行うものの消防設備については、当該変更又は改造後は、管海官庁の指示するところにより規則の規定を適用する。

8 現存船（旅客船を除く。）であつて施行日以後旅客船に改造するための工事に着手するものの消防設備については、当該改造後は、新消防規則の規定を適用する。

附 則（平成七年七月二七日運輸省令第六号抄）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶（以下「現存船」という。）については、この省令による改正後の船舶設備規程、船舶命設備規則、船舶消防設備規則及び船舶防火構造規則（以下「新規程等」という。）の規定にかかるらず、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかるらず、現存船にあつては、新規程等の定めるところにより施設し、及びこれに係る船舶安全法第五条第一項に規定する検査を受けることができる。この場合において、当該検査に合格した船舶については、前項の規定は、適用しない。

附 則（平成八年二月二七日運輸省令第五号）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年七月一日運輸省令第五号）

（経過措置）

第二条 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶の自動スプリンクラ装置の備付方法について（施行期日）

省令第七五号		抄 (施行期日)	第一 条 この省令は、平成十四年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。	第六条 現存船については、第五条の規定による改正後の船舶消防設備規則（以下「新船舶消防設備規則」という。）の規定にかかるわらず、なお従前の例による。
附 則（平成二四年六月二十五日国土交通省令第六九号）抄 (施行期日)		第二 条 第一項の規定にかかるわらず、現存船にこの省令の施行の際に備え付けている第五条の規定による改正前の船舶消防設備規則の規定に適合する消防設備は、これらを引き続き当該船舶に備え付ける場合に限り、新船舶消防設備規則の規定に適合しているものとみなす。	第三条 第一項の規定にかかるわらず、国際航海に従事する旅客船（総トン数二、〇〇〇トン以上のものに限る。）であつて現存船であるものの機関室局所消火装置については、新船舶消防設備規則の規定にかかるわらず、平成十七年十月一日までは、なお従前の例による。	第四条 第一項の規定にかかるわらず、国際航海に従事する船舶であつて現存船であるものの貨物タンク等の附属設備については、新船舶消防設備規則第六十八条第四項及び第五項の規定にかかるわらず、当該船舶について施行日以後最初に行われる定期検査又は中間検査（検査の準備のためにドック入れを行うものに限る。）の時期までは、なお従前の例による。
附 則（平成二二年一月二二日国土交通省令第六九号）抄 (施行期日)		第五条 現存船であつて施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前各項の規定にかかるわらず、管海官庁の指示するところによる。	第六条 現存船については、第五条の規定による改正後の船舶消防設備規則の規定にかかるわらず、なお従前の例によることができる。	第七条 本省令は、平成二十二年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
第四条 現存船については、第五条の規定による改正後の船舶消防設備規則の規定にかかるわらず、なお従前の例によることができる。		第八条 本省令は、昭和五十九年五月三十日（以下「施行日」という。）から施行する。	第九条 本省令は、昭和五十九年五月三十日（以下「施行日」という。）から施行する。	第十一条 本省令は、昭和五十九年五月三十日（以下「施行日」という。）から施行する。

は、前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

附 則（平成二一年一二月二五日国土交通省令第七〇号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十二年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第一条中船舶設備規程第百二十二条の三第二項の改正規定、同令第百二十二条の四第一項及び第三項の改正規定並びに同令第百二十二条の九第一項の改正規定、第三条中船舶消防設備規則第四十九条第一項及び第二項の改正規定、同令第五十条第一項の改正規定（旅客定員が三十六人を超える第一種船等（限定近海船を除く。）に改める部分に限る）、同条第五項第一号の改正規定（第一種船（旅客定員が三十六人以下のものに限る。）を「旅客定員が三十六人を超える第一種船等（限定近海船を除く。）に改める部分に限る。）、同項第二号の改正規定並びに同令第五十一条第二項第十二号の改正規定並びに第四条中船舶防火構造規則第二十五条第一項の改正規定、同令第十六条第一項の改正規定及び同令第二十七条第一項の改正規定は、平成二十四年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の船舶消防設備規則第五十二条第五項の規定は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする第二種船（船舶救命設備規則（昭和四十年運輸省令第三十六号）第二条の二第二項の第二種船をいう。）（限定近海船を除く。）であつて施行日以後平成二十四年一月一日前に建造され、又は建造に着手されるものについては適用しない。

第三条 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶（以下「現存船」という。）については、この省令による改正後の船舶設備規程、船舶区画規程、船舶消防設備規則及び船舶防火構造規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 現存船であつて、施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造するところによる。

後は、前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

3 施行日以後平成二十四年一月一日以前に建造され、又は建造に着手された船舶については、附則第一条规定する改正規定による改正後の船舶設備規程、船舶消防設備規則及び船舶防火構造規則の規定にかかると、なお従前の例による。

消防設備規則の規定にかかると、なお従前の例によることができる。

4 施行日以後平成二十四年一月一日前に建造され、又は建造に着手された船舶であつて同日以後主要な変更又は改修を行つものについては、当該変更又は改修後は、前項の規定にかかると、なお従前の例による。

船舶消防設備規則の一部改正に伴う経過措置による改正後の船舶機関規則、第二条の規定による改正後の船舶消防設備規則第三十九条第三項、第三条の規定による改正後の船舶消防設備規則及び第五条の規定による改正後の船舶防火構造規則の規定にかかると、なお従前の例による。

2 現存船であつて施行日以後主要な変更又は改修を行つものについては、当該変更又は改修後は、前項の規定にかかると、なお従前の例による。

第三条 現存船の固定式高膨脹泡消火装置については、第二条の規定による改正後の船舶消防設備規則第四十七条第三項の規定にかかると、なお従前の例による。

現存船であつて施行日以後主要な変更又は改修を行つものについては、当該変更又は改修後は、前項の規定にかかると、なお従前の例による。

1 この省令は、平成二十三年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

現存船であつて施行日以後主要な変更又は改修を行つものについては、当該変更又は改修後は、前項の規定にかかると、なお従前の例による。

4 施行日以後平成二十四年一月一日前に建造され、又は建造に着手された船舶であつて同日以後主要な変更又は改修を行つものについては、当該変更又は改修後は、前項の規定にかかると、なお従前の例による。

附則（平成二十二年一二月二〇日国土交通省令第六〇号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成二十三年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（施行期日）

（船舶消防設備規則の一部改正に伴う経過措置）

第一条 現存船については、この省令による改正後の船舶設備規程（第一百五十五条の七第二項、第一百五十五条の二十三の三第三項及び第一百四十六条の二十三の規定を除く。）、船舶復原性規則、危険物船舶運送及び貯蔵規則（第二百四十六条第五項及び三百十三条第五項の規定を除く。）、船舶安全法施行規則、船舶救命設備規則、船舶消防設備規則及び船舶機関規則（第六十九条の二の規定を除く。）の規定による改正後の船舶消防設備規則（次項において「新規則」という。）第四十三条の二、第四十五条、第五十一条、第五十五条、第五十七条の二、第五十七条の三第一項第五号、第六十三条の三、第六十三条の四及び第六十四条の規定にかかると、なお従前の例によることができる。

二 現存船については、新規則第四十九条及び第六十三条の規定にかかると、なお従前の例によることができる。

三 現存船であつて施行日以後主要な変更又は改修を行つものについては、当該変更又は改修後は、前項の規定にかかると、管海官庁の指示するところによる。

（船舶消防設備規則の一部改正に伴う経過措置）

第一条 この省令は、令和二年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（船舶消防設備規則の一部改正に伴う経過措置）

第一条 この省令は、令和元年二月二六日国土交通省令第八四号抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十九年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条 現存船については、この省令による改正後の船舶設備規程（第一百五十五条の七第二項、第一百五十五条の二十三の三第三項及び第一百四十六条の二十三の規定を除く。）、船舶復原性規則、危険物船舶運送及び貯蔵規則（第二百四十六条第五項及び三百十三条第五項の規定を除く。）、船舶安全法施行規則、船舶救命設備規則、船舶消防設備規則及び船舶機関規則（第六十九条の二の規定を除く。）の規定による改正後の船舶消防設備規則（次項において「新規則」という。）第四十三条の二、第四十五条、第五十一条、第五十五条、第五十七条の二、第五十七条の三第一項第五号、第六十三条の三、第六十三条の四及び第六十四条の規定にかかると、なお従前の例によることができる。

二 現存船であつて施行日以後主要な変更又は改修を行つものについては、当該変更又は改修後は、前項の規定にかかると、管海官庁の指示するところによる。

（船舶消防設備規則の一部改正に伴う経過措置）

第一条 この省令は、令和元年二月二六日国土交通省令第四六号抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十九年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条 現存船については、この省令による改正後の船舶設備規程（第一百五十五条の七第二項、第一百五十五条の二十三の三第三項及び第一百四十六条の二十三の規定を除く。）、船舶復原性規則、危険物船舶運送及び貯蔵規則（第二百四十六条第五項及び三百十三条第五項の規定を除く。）、船舶安全法施行規則、船舶救命設備規則、船舶消防設備規則及び船舶機関規則（第六十九条の二の規定を除く。）の規定による改正後の船舶消防設備規則（次項において「新規則」という。）第四十三条の二、第四十五条、第五十一条、第五十五条、第五十七条の二、第五十七条の三第一項第五号、第六十三条の三、第六十三条の四及び第六十四条の規定にかかると、なお従前の例によることができる。

二 現存船であつて施行日以後主要な変更又は改修を行つものについては、当該変更又は改修後は、前項の規定にかかると、管海官庁の指示するところによる。

（船舶消防設備規則の一部改正に伴う経過措置）

第一条 この省令は、平成二十八年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条 施行日前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあつては、平成二十九年七月一日以前に建造に着手されたもの）であつて令和三年一月一日前に船舶所有者に対し引き渡さ